

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
102	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	大臣権限に係る保安林解除の権限の都道府県知事への移譲	公益上の理由による必要が生じた時の保安林解除権限の都道府県知事への移譲	指定、解除申請の標準処理期間については、解除申請の場合、農林水産大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、農林水産大臣に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまでに相当な期間を要しており、道路等の線形的施設であり他に適地がなく、公益性の高い事業の着手に支障をきたしている。	「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法令により土地を収用し若しくは使用できるとされている事業又はこれに準ずるもの用に供する必要が生じた時であり、公益上の必要性のあることは、既に担保されている。 また、地域の実情に精通している都道府県知事が、事務を遂行することにより、迅速な事務手続きが可能となり、保安林解除を伴う事業の早期着手を行うことが可能となる。	森林法第25条、26条	農林水産省	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、徳島県、堺市		○公共工事の用地として1～3号保安林の解除申請を林野庁に対して行ったが、手続きを終えるまでに一年間程度の日数がかかることがあり、公共事業の着工が相当期間ずれ込んだ。 ○大臣許可の場合、知事許可に比べ解除申請から県告示までに2～4ヶ月長くかかっており、申請者からは、常に迅速な手続きを求められている。 ○県知事が指定した民有保安林を、用地取得のため、国交省等から購入した場合においても、解除の権限が農林水産大臣となる、上記のような林野庁所管以外の国有林は、知事権限としてよいと考える。
134	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。	現在、「保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。」こととされており、1～3号の保安林に関しても、重要流域の指定を外し、都道府県に移譲することが可能となっている。そもそも、従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、地方公共団体への移譲も可能である。 平成27年度の提案募集において、「大臣権限の保安林の国での解除審査では、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じているが、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要し」とされているが、これは、権限と責任が地方公共団体にないことも原因として考えられ、権限を移譲して地方公共団体に責任を持たせ、経験を積ませることにより、逆に地方公共団体が適切に流域保全を担っていくこととなる。 なお、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミナム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定、解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大員権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	森林法第25条、第26条	農林水産省	関西広域連合(共同提案)兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		○公共工事の用地として1～3号保安林の解除申請を林野庁に対して行ったが、手続きを終えるまでに一年間程度の日数がかかることがあり、公共事業の着工が相当期間ずれ込んだ。 (ただし、重要流域は県内で完結) ○大臣許可の場合、知事許可に比べ解除申請から県告示までに2～4ヶ月長くかかっており、申請者からは、常に迅速な手続きを求められている。
113	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1項・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市		
130	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(農業次世代人材投資資金(旧 青年就農給付金)の要件の緩和)	親族から貸借した農地が、交付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により交付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、交付金の返還は不要とする。	農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は交付金の全額を返還する。」こととされ、交付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに交付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあった。	制度趣旨をいかしつつ、交付対象者の実情に応じた支援の拡大が図られる。(制度利用者の増加)	農業人材強化総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	農林水産省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市	岩手県、仙台市、千葉県、浜松市、吉田町、豊橋市、愛媛県、宇和島市、長崎県、佐世保市、八代市	○親元就農者の親は、比較的若く、経営移譲年齢に達していない例も多く、かつ所有権の移転要件もあり、親元就農者には活用しにくい状況となっている。このため、経営継承までの期間の延長や所有権移転の要件緩和など親元就農者の実態に即した制度としていただきたいと考える。 ○祖父の農地を借りて経営開始を計画していたが、相続や贈与税の問題があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、経営開始型の申請を断念した事例がある。 ○農地に係る交付要件として、親族から貸借したものが主であるか否かで、事業の取り組みの難易度に著しい差が発生するため、制度の利用をあきらめるケースがあり、不公平感を生んでいる。また、農地の所有権移転は、確約書があったとしても遺産相続などにおいて問題となるケースが有り、取り組みは慎重に判断する必要があるが、交付期間中の規模拡大などで親族からの貸借が1/2未満となった場合に所有権の移転要件が緩和されるのであれば、本制度により就農しようとする者が増加することが見込まれる。 ○平成24年度から始まった青年就農給付金制度により、本県においては新規就農者が100名程度増加しているが、増加分のほとんどが農外からの新規就農者(新規参入者)であり、現在では新規就農者の約6割が新規参入者となっている。今後さらに新規就農者の確保を進めたいためには、農家子弟への支援強化が必要であるが、①親元就農の場合、5年以内の経営継承(準備型)②親族から貸借した農地が主である場合、交付期間中の農地所有権移転(経営開始型)などの要件が障壁となり、農家子弟が制度を活用することが難しい状況である。また、本年度から本制度については、「農業次世代人材投資資金」と名称を改めるとともに、内容の見直しが行われたところであるが、経営開始型については、交付期間と同期間、同程度の営業が求められており、雇用就農は認められないこととなっている。自己努力や関係機関の指導にかかわらず所得を確保できない状況もあることから、離農者が増加する懸念がある。 ○現実問題として、新規就農者が農業経営を行う際、農地を求めて検討するのは、まず親族の所有管理する農地であり、地権者においても、農地の維持が困難になった場合に継承させたい相手として、第一に考える相手も同様である。しかし、資産の相続については、本人たちの意向のみで行うことができるものではなく、配偶者、兄弟、子、孫などの相続の可能性を有する一族の問題となるものである。現行の制度上、親族からの貸借が主になる場合は、就農前又は交付期間中にその問題を解決しなくてはならず、交渉や協議に多大な労力と時間を要するほか、所有権移転ができないとなると、新規就農者は計画変更を余儀無くされた結果、優良な農地による就農を断念せざる

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											を得なくなり、地権者がこれまで維持してきた農地が担い手の不在により荒廃するといった、地域農業にとって不利益な事態の原因となってしまいます。本要綱の緩和を行うことにより、より弾力的に新規就農者が農地を利用でき、そして、地権者側の意向や状況の変化により、効果的に農地の維持・継承が行われていくと考えられる。 ○農地については、当事者間で所有権移転を約束していても、相続問題等により手続きが予定通り進まないことは、当事業に限らず事例としてある。当事業についても、確約は行っているが、所有権移転の手続き中に、やむを得ない理由により予定どおり手続きが進められない場合も危惧される。そのような状況にある者へは、親族からの農地が経営面積の2分の1未満となることではなく、やむを得ない事情として認めるなど、根本的な救済措置が必要であると考えられる。 ○農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件として、「親族から賃借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は交付金の全額を返還する。」こととされ、交付期間中に親族から賃借した農地の全てについて所有権移転することが求められても、「親族から賃借した農地が主である場合」にその親族から賃借した農地の全てについて所有権移転を求めなければならない。現に、親族から賃借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から賃借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧される。現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに交付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあつた。	
151	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	中山間地域等直接支払い制度の協定期間の見直し	中山間地域等直接支払制度の協定期間について、「3年目」を見直しポイントとして、一定要件の下、高齢農家等の協定参加者が残り期間の継続の参加を選択できる弾力的な運用を図る。	高齢農家にとっては、「5年間」の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。	協定参加の継続が図られ、きめ細やかな制度の運用が図られる。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	農林水産省	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合	徳島県、山形市、福島県、小松島市、吉野川市、阿波市、三好市、つるぎ町、愛媛県、宇和島市、熊本市、八代市、大分県	○他県と同様に本県でも高齢化が進み、5年間の営農継続が不安なため第4期対策に取り組みない集落が増加した。H26年度1203協定⇒H27年度1182協定 ○本県でも3期から4期対策へ移行する際、51協定が取組みを休止したが、休止の理由の一つとして5年間に対する不安が挙げられており、5年間に限定しない弾力的な運用は必要。 ○当市においても、第4期対策において営農継続の不安から協定を更新しないケースが見受けられた。しかしながら、協定期間における内容の大幅な変更(高齢者の離脱)を制度化する場合、協定参加者の会議や事務等の負担増大とともに、協定農用地の面的広がりの分断等、交付金の趣旨を損なう事態が懸念される。(協定期間よりも、交付金返還が免除規定の一層の拡大が望まれていると思われる。) ○高齢農家にとっては、「5年間」の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。 ○高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡って返還が必要ことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。より高齢者が参加しやすくなるためには、3年に固定せず、地域の実情に応じて活動期間を柔軟に設定できる弾力的な運用が望まれる。 ○仙台市においても高齢化による協定離脱についての相談事例があり、今後同様の事例が増加していくことが想定されることから、協定期間に見直しを図る時期を設けるなど、地域の実情に即した弾力的な運用が可能となるよう希望する。 ○第3期対策から第4期対策にかけて、協定を廃止した集落及び協定面積が10ha以上減少した集落に対し、アンケートを行った結果、その多くが、病気や高齢化、役員のみ手がないなどの理由で、5年間協定用農地を維持する要件が満たせなくなったと回答している。 ○当市においても、担い手の高齢化については深刻な問題である。提案団体が求める措置のように、協定期間が3年程度となれば制度趣旨にも適い、継続支援に資するものと考えられる。 ○当県でも同様の事象が確認され、弾力的な運用を求める声が出ている。(県議会)なお、対応として15haの訴求返還の要件緩和措置について、制度説明しているところ。 ○第3期から第4期対策にかけて5年間の営農計画に不安があり取組者数が4名、協定農用地面積が94266㎡減少した。また、今現在取り組んでいる農家も高齢化しており、今後第5期対策があっても取り組めるか分からないと不安を抱いている。 ○高齢農家にとっては、「5年間」の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。 ○協定期間5年以上より期間途中の活動停止による交付金の返還や返還が事業の推進や取組面積の増加及び新規協定参加者等の妨げになっている。 ○本市では、協定参加者全体の約70%が65歳以上の高齢者であり、協定から離脱するケースが目立っている。また、協定集落内においては、農業者の担い手確保が困難な状況となっており、今後の農業生産活動の持続が懸念されている。 ○本市においても、第4期対策から4集落が事業の取り組みを断念した。理由としては、高齢化等による担い手不足により、5年間の事業を行える自信もなく、耕作放棄地化した場合、全額を返還しなければならないため、当初から取り組まないというものであつた。広域集落戦略の作成による返還金要件の緩和措置等も行われているものの、合計15haの面積を確保するのも困難であり、当市で集落戦略の作成は行われていない。5年間という期間の中で見直しを行えるという当該提案は、集落協定への取り組みを維持する有効な手段であると考えられる。	
179	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業用排水施設の	農業用排水施設の変更であつて、当該施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業に限り、土地改良事業等から除外されるよう農業振興地域制度に関するガイドラインを修正する。	農業用排水施設の変更であつて、当該施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業については、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「既存の老朽した施設が更新され耐用年数が長期のものとなり、農業の生産性の向上に資するもの」とされており、土地改良事業等に該当するものとされている。 よつて、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年経過しないと農用地区域から除外して転用事業ができないこととなるが、当該事業は、地域の農業振興を図ることを目的に農業用排水施設の長寿命化を図る機能保全計画を策定し、断続的に補修・更新対策を行うことから、結果的に事業が継続して行われ、8年以上の長期にわたり、農用地区域から除外することができない場合がある。 地域の農業振興を図ることは重要であると認識しているが、一方では、雇用の創出や経済的な効果が見込まれる企業誘致など地域の新たな土地利用に支障が生じている。	企業誘致による新たな雇用の創出の場など地域の新たな土地利用が可能となり、ひいては農村地域の活性化も期待される。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号、第13条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 農業振興地域制度に関するガイドライン第13の1の(2)	農林水産省	長野県	山形市、滑川市、三条市、福井県、浜松市、久米市	○大規模な国営かんがい排水事業完了し、8年が経過した時期に、基幹水利ストックマネジメント事業が実施され、システムの入れ替えが行われた。このため、引き続き事業完了年が延長されたこと、また、国営事業の受益区域が広域であることから、影響する範囲も広範囲にわたる。通常農振除外ができるような場所で困難な状況にある。例えば、北陸新幹線等公共事業の代替地や事業所・工場などの既存敷地の拡張、集落に接続して設置する住宅などにおいて、除外転用が困難な状況である。 ○ほ場整備事業の更新による農業水利施設保全合理化事業に伴い、断続的に補修・更新を行っている地域内において、知人から農地を購入し農家分家住宅を建設するにあたり、農用地区域から除外することができなかった事例あり。 ○農家子弟が婚姻を契機に分家住宅の建築を希望しているが、農業排水施設の更新事業事業完了後8年未経過地であるため、適わず支障が生じている。 ○本市においても、農業用排水施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業が行われており、結果的に土地改良事業が継続して行われている状況となっている。そのため、27号計画を除く農用地区域の除外ができず、地域の実情に沿った土地利用に支障が生じている。 ○本提案事項の支障事例と同じように農業用排水施設の更新事業の受益地については長期間にわたり原則除外ができないことから、農業振興に限らず地域の振興のため必要な施設の設置であっても除外できず、地域経営を司る基礎自治体としては苦慮しているところである。農業振興の重要性は認識しているが、その前提となる地域が疲弊しては農業の振興も図れないことから、用排水系統や農地集積等への影響がないなど、農業振興と地域振興を両立する形で地区事情も勘案した制度としていただきたい。除外する方法として、いわゆる27号計画の策定も考えられるが、用途が限られることになってしまう。また、土地改良事業の計画変更という方法も考えられるが、変更にあつる期間が長く、変更理由の整理も困難であり、土地改良事業に対する理解を深め事業推進していくためには、農林水産省の農振担当部局と土地改良部局の調整をお願いしたい。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
												<p>○当市においては、土地改良区による用排水路の補修事業が国の「国営施設応急対策事業」を活用し、実施されることとなっている。国の見解では、「国営施設応急対策事業」が土地改良事業との判断であり、用排水路の受益地(ほぼ市全域を網羅)において農振除外の規制がかかることとなる。農業用排水施設の変更であって、当該施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業については、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「既存の老朽した施設が更新され耐用年数が長期のものとなり、農業の生産性の向上に資するもの」とされており、土地改良事業等に該当するものとされている。よって、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年経過しないと農用地区域から除外して転用事業ができないこととなるが、当該事業は、地域の農業振興を図ることを目的に農業用排水施設の長寿命化を図る機能保全計画を策定し、断続的に補修・更新対策を行うことから、結果的に事業が継続して行われ、8年以上の長期にわたり、農用地区域から除外することができない場合がある。地域の農業振興を図ることは重要であると認識しているが、一方では、市全体として地方創生・人口増加に取り組んでいるところであり、8年縛りがあり農振除外が難しいと商業、工業等の進出に支障があり、市勢発展が阻害されることが考えられるなど、支障が生じている。</p> <p>○農業用排水施設の機能維持を目的とする事業は、農業の生産性の低下を防止するものであり、必ずしも生産性を向上させる直接的な要因とは言えないと考える。地方自治体における地域活性化において、地域の農業振興だけでなく経済発展の面において新たな土地利用を可能とする必要性がある。そのため、機能維持を目的とする事業に係る計画の達成に著しい支障がない場合に限り、農振除外の8年未経過の対象となる土地改良事業に該当しないとする要件緩和は必要と考える。</p>
180	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業用排水施設の 新設又は変更であって、既に立地していた店舗、工場等の施設の拡張に 係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の新設又は変更であって、既に立地していた店舗、工場等の施設の拡張に 係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の新設又は変更に係る農振除外の要件緩和 農用地区域から除外して転用事業を実施することができない。 地域の農業振興を図ることは重要であると認識しているが、一方では、土地改良事業等の実施前に既に立地していた店舗、工場等が、隣接する農地に施設の拡張を行いたいと考えても、土地改良事業等の実施により、拡張することができず、企業の事業拡張に支障が生じている。	既存施設の拡張が可能となり、店舗、工場等の事業者の利便性が図られ、ひいては農村地域の活性化が期待される。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	農林水産省	長野県		山形市、三条市、福井県、浜松市	<p>○平成11年度から大規模な国営かんがい排水事業が着手され、平成28年度から全面通水が開始されているが、未だに事業完了公告がなされておらず、見込みもわからない状況にある。事業着手から20年以上にわたり事業が完了しない事態となっていること、また、受益区域が広範であることから、通常農振除外ができるような事業であっても、困難な状況である。例えば、北陸新幹線等公共事業の代替地や事業所・工場などの既存敷地の拡張、集落に接続して設置する住宅などにおいて、除外転用が困難な状況である。</p> <p>○既存施設の拡張に伴い、駐車場用地不足のため、用地拡張を行うものの、国営造成土地改良施設整備事業の完了から8年未経過であったため、拡張を断念した事例あり。用地拡張ができない場合、海外移転を視野に入れている企業でもあり、市内における企業の活性化及び雇用創出への支障が懸念された。</p> <p>○既存施設での事業拡張を計画している企業が市内に複数存在するが、近隣の未利用地が農業排水施設の更新事業の受益農地しか残っておらず、事業完了後8年未経過地であるため企業の事業拡張に支障が生じている。</p> <p>○本提案事項の支障事例と同じように農業用排水施設の更新事業の受益地については長期間にわたり原則除外ができないことから、農業振興に限らず地域の振興のため必要な施設の設置であっても除外できず、地域経営を司る基礎自治体としては苦慮しているところである。農業振興の重要性は認識しているが、その前提となる地域が疲弊しては農業の振興も図れないことから、用排水系統や農地集積等への影響がないなど、農業振興と地域振興を両立する形で地区事情も勘案した制度としていただきたい。除外する方法として、いわゆる27号計画の策案も考えられるが、用途が限られることになってしまう。また、土地改良事業の計画変更という方法も考えられるが、変更に必要な期間が長く、変更理由の整理も困難であり、土地改良事業に対する理解を深め事業推進していくためには、農林水産省の農振担当部局と土地改良部局の調整をお願いしたい。</p> <p>○既存施設の事業者にとって拡張ができないことは、事業活動を制限することにつながり、ひいては地域経済の活性化を妨げることもつながる。そのため、農業用排水施設の新設又は変更の事業に係る計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、既存施設の拡張を認める要件緩和は必要と考える。</p>
276	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	「農用地区域内農地」に係る除外要件の緩和	農用地区域から除外するに当たり、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、用排水路整備事業が8年を経過していなくても除外できるよう「土地改良事業完了後8年を経過しているもの」という要件を撤廃すること。	【現状】 東京一極集中の是正のため、東京からの本社機能の移転等に因しても取り組んでおり、地方でも企業立地や既存工場の更なる拡充を支援している。適当な工場用地が農地しかない場合には、農用地区域から除外する必要があるが、そのためには以下の5つの要件を満たす必要がある。 ①その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、④農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、⑤土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること 【支障事例】 兵庫のある市に所在している企業が工場を拡張(3ha)するに当たり、工事用地として予定した農地は土地改良事業から8年を経過していたものの、土地改良事業8年未経過の水路の受益地であり、当該農地を転用することが困難な状況になった。水路の付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、水路が用排水路整備事業完了から8年を経過していなくても当該農地を農用地区域内農地から除外できるよう見直しを求める。	・既存企業の事業拡張による効果 隣接地が農用地区域であることにより、既存敷地での事業拡張を断念していた企業が、既存敷地を拡張して事業を実施することができるようになり、当該投資及び事業開始による経済波及効果及び新規雇用が期待できる。 ・新規立地企業における拡張期待効果 今後県内に立地する企業が土地を取得する場合において、隣接地取得による拡張可能性を考慮して取得することができるようになり、県内用地の利用価値増大効果が期待できる。	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	農林水産省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市		成田市、三条市、滑川市、福井県、吉田町、奈良県、八代市	<p>○高速道路のICが新たに整備された地域で、市が工業流通団地を整備しようとしていたところ、候補地を含む広範囲で国営かんがい排水事業が始まり通常の農振除外ができない状況になった。</p> <p>○現在、市内に受益地のある土地改良区では施設の老朽化に伴う改修を行っている団体が1団体あり、今後他の団体においても改修事業が予定されている。いずれの団体も受益地が広大であり、本要件により広範囲で、企業立地や事業用地の拡大に支障が出ているものと考えられる。さらに、広範囲の受益地を有する団体の事業においては、事業期間が長期にわたることから、事業完了時には既に事業開始当初に整備した施設の改良工事が必要になるなど、将来にわたっても農用地区域から除外することができず、地域の経済環境の変化に対応した土地利用に支障を来すことになる。</p> <p>○本提案事項の支障事例と同じように農業用排水施設の更新事業の受益地については長期間にわたり原則除外ができないことから、農業振興に限らず地域の振興のため必要な施設の設置であっても除外できず、地域経営を司る基礎自治体としては苦慮しているところである。農業振興の重要性は認識しているが、その前提となる地域が疲弊しては農業の振興も図れないことから、用排水系統や農地集積等への影響がないなど、農業振興と地域振興を両立する形で地区事情も勘案した制度としていただきたい。除外する方法として、いわゆる27号計画の策案も考えられるが、用途が限られることになってしまう。また、土地改良事業の計画変更という方法も考えられるが、変更に必要な期間が長く、変更理由の整理も困難であり、土地改良事業に対する理解を深め事業推進していくためには、農林水産省の農振担当部局と土地改良部局の調整をお願いしたい。</p> <p>○当市においては、土地改良区による用排水路の補修事業が国の「国営施設応急対策事業」を活用し、実施されることとなっている。国の見解では、「国営施設応急対策事業」が土地改良事業との判断であり、用排水路の受益地(ほぼ市全域を網羅)において農振除外の規制がかかることとなる。市全体として地方創生・人口増加に取り組んでいるところであり、8年縛りがあり農振除外が難しいと商業、工業等の進出に支障があり、市勢発展が阻害されることが考えられることから、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、用排水路が整備事業完了から8年を経過していなくても当該農地を農用地区域内から除外できるよう見直しを求める。</p> <p>○本市の平坦部は大部分が江戸時代以降の干拓地であり、農業振興地域内農地の大部分が農用地区域に設定されている。排水機場や、用排水路整備事業等が行われた場合、当該事業の受益地については、農用地区域からの除外を行うことができない。公共投資の効果を確保するためには必要な要件ではあるが、上述のとおり当市は平坦部の農地の大部分が農用地区域に含まれており、その全てが受益地となってしまうと、一切の開発を行うことができず、ひいては農業集落の存続にも影響が出ると考える。</p> <p>○大規模な国営かんがい排水事業完了し、8年を経過した時期に、基幹水利ストックマネジメント事業が実施され、システムの入れ替えが行われた。このため、引き続き事業完了年が延長されたこと、また、国営事業の受益区域が広域であることから、影響する範囲も広範にわたる。通常農振除外ができるような場所で困難な状況にある。例えば、北陸新幹線等公共事業の代替地や事業所・工場などの既存敷地の拡張、集落に接続して設置する住宅などにおいて、除外転用が困難な状況である。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
238	B	地方に対する 規制緩和	農業・農地	米の産地伝達状況監視に係る事務の見直し	SBS方式等で輸入される米の流通経路等について、都道府県に情報提供されたい。	各都道府県においては、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米の産地伝達状況を監視しているところである。 外国産米の混入事案が発覚した場合、現状、府はSBS方式で輸入される米の流通経路等を把握していないため、指導対象業者に対する速やかな検査等の実施に支障をきたしている。 同法に基づく流通経路が速やかにトレースできるよう、SBS米の落札業者や流通経路等を都道府県に情報提供していただきたい。	落札事業者等の情報が都道府県に提供されることで、米の産地伝達状況の監視が円滑に進み、住民の食の安心・安全の確保につなげることができる。	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	農林水産省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	—	—